



共に羽ばたく未来に

税理士法人

will Tax News

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル 4F

Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP [http:// will-tax.com](http://will-tax.com)e-mail info@will-tax.com

2025年7月号 No.084

今月のテーマ 4つの年収の壁について

本年3月に令和7年度税制改正法案が国会で可決されました。今回最も注目されたのは給与所得に関する改正ではないでしょうか。3月以降、『160万円の壁』という表現を目にした方も多いと思います。この『壁』とは納税者の家族が扶養になるかどうか、税金や社会保険料の節約につながるかどうかの判断基準となります。今回は4つの年収の壁についてご紹介します。

1. 用語の意味

はじめに、下記2以降に出てくる言葉の意味をご紹介します。

- ① 年収・・・給与の場合、社会保険料や税金を引く前の給与(いわゆる額面給与)の年間合計額
- ② 給与所得控除・・・給与所得者にとっての必要経費で年収に応じて段階的に設定されている
- ③ 基礎控除・・・給与に限らず何らかの収入がある個人に対して認められている控除額

2. 123万円の壁から160万円の壁(所得税)

(1) 概要

これまで所得税がかからない103万円の壁と呼ばれていたものが、今回の改正において給与所得控除と基礎控除が10万円※引き上げられ123万の壁となりました。年収123万円の壁は、納税者の家族が配偶者控除や扶養親族控除の対象になるかどうかの判断基準となり、またその家族本人にとっても所得税がかかるかどうかの基準になります。

なお、基礎控除は年収200万円以下の方の場合は95万円となりますので、この場合には160万円の壁となります。

※令和7年と8年においては年収によって、基礎控除額が58万円から95万円まで段階的に増額されます。

(2) 適用時期 123万円の壁による判断は令和7年分の所得税計算から適用されます。

3. 130万円の壁(社会保険)

(1) 概要

被扶養者の年収が130万円を超えた場合、被保険者が加入している社会保険の扶養から外れてしまい、自身で社会保険に加入する必要性が生じます。なお、被扶養者が65歳以上または障害厚生年金を受給できる程度の障害者の場合は180万円の壁に変わります。

(2) 特例措置

パートタイムやアルバイト従事者が、職場の繁忙期に労働時間を延ばすことで収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで扶養に入り続けることができます。

4. 188万円の壁(所得税)

(1) 概要

今回の改正において特定親族特別控除が創設されました。これは納税者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族がいる場合に最高63万円の控除を受けることができる制度です。この親族に該当するかどうかの判断基準が188万円の壁となります。

(2) 適用時期 188万円の壁による判断は令和7年分の所得税計算から適用されます。

5. 201.6万円の壁(所得税)

(1) 概要

これまで配偶者の年収が103万円の壁を超えていたとしても、その年収が181万円以下であることなど所定の要件を満たすことで、サラリーマン本人が配偶者特別控除の適用を受けることができました。令和7年度税制改正の影響により、配偶者特別控除の適用を受けることができる配偶者の収入が201.6万円の壁になりました。

(2) 適用時期 201.6万円の壁による判断は令和7年分の所得税計算から適用されます。